

軽度者介護 市町村事業に

来月から過疎地域質低下を懸念

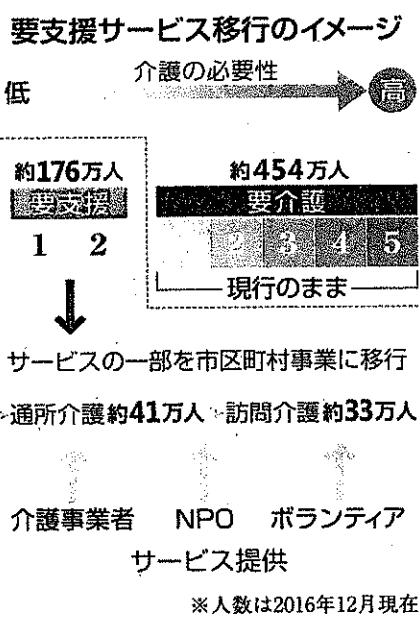
要介護度が低い「要支援

1、2」の高齢者が利用する通所介護(デイサービス)と訪問介護(ホームヘルプ)が、四月に介護保険から市町村の事業に完全移行

する。高齢化で廳らみ続ける介護保険の費用を抑え、懸念も出ている。

地域の実情に合わせた多様なサービスを提供するのが狙い。ただ過疎化が進む地方では扱い手を確保でき

ず、サービスの質低下への懸念も出ている。市町村事業への移行は〇一四年の法改正で決まり、一五年四月から順次始まった。国は早期の実施を促したが、厚生労働省によると昨年七月時点では、全千五百七十九自治体(一部は広域連合)のうち今年三月末までに移行するとしたのは約四割にとどまり、残る約六割は最終期限の四月一日に移行すると回答した。



要支援サービス
介護保険制度では要
介護度を7段階に分けており、軽い方から2段階の要支援1、2の人(昨年12月現在で約176万人)向けの介護予防サービスを指す。要支援は、食事や排せつはほとんど自分でできるが、日常生活に一定の手助けが必要な状態。介護保険から市町村事業に移されるのは日帰りで施設に通う通所介護(利用者約41万人)と、ヘルパーらが自宅に来る訪問レンタルや訪問看護など、その他は介護保険に残る。

要支援1、2と認定された約百七十六万人のうち、通所、訪問介護の利用者は計約七十四万人(昨年十二月現在)。介護保険制度では人員基準や事業者への報酬、利用料を国が一律に決めておるが、サービスを提供できるのは指定を受けた事業所だけ。移行後は自治体が基準

や利用料を独自に定める手となることができる。「総合事業」に切り替わり、介護事業所だけでなく、NPOやボランティアも担い合、現在と同じか、安くなる見通し。